

平成30年3月15日

各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
エンカレッジ・テクノロジー株式会社
代表取締役 石井 進也

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成30年2月26日開催の当社取締役会において、平成30年4月1日をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年3月31日（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年3月30日）と定めましてので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を10,000,000株から20,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ並びにご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は平成30年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 平成30年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
電話 0120-782-031